

① 電子申請届出システムについて

Q.電子申請届出システムはいつから開始予定ですか？

A.開始をする際には、改めて事業者へご連絡する予定ですが、開始の目途は遅くとも今年度中に運用開始予定です。

Q.開始したら電子申請届出システムのみでの受付ですか？

A.緩和措置として段階的に電子申請届出システムに移行していくつもりです。そのため紙での申請と併用してスタートしていきます。いずれは電子申請届出システムに一本化する可能性もございます。

Q.電子申請届出システム利用にあたりデータ通信の契約が必要ですか？

A.一般のHP などと同じくインターネットからの申請になりますので必要になります。PC などからご申請ください。

Q.G ビズ ID については、法人がアカウントの取得を行ない、各拠点のサービス事業所は G ビズメンバーでアカウントを作るようなかたちと捉えていただければよいですか？

A.G ビズ ID の運用自体はどのようなかたちでも構いません。実際の運用は法人等によって異なるためどのように運用するかは市として回答出来かねます。そのため上記のようなケースでも、事業所が取得するケースもあり得るという認識です。

② 認定情報開示の電子申請について

Q.申請後、必ず翌々日に取りに行かなければいけないのでしょうか？条件が合えば利用できると思います。

A.翌々営業日の午後午後 3 時以降であれば、御都合がつく時にお越しいただければ結構です。ただしあまり長期間(1 か月を目安)の置き置きはできません。

Q.認定情報の開示については、これまで通りケアマネージャーのみでしょうか、あきる野市では各サービス事業所ごとに取得することができるようです。

A.認定情報開示の電子申請については、居宅介護(介護予防)サービスに係るもののみとなります。

Q.資料の受け取りの際の事業所の職員証明は、職員証で良いか？

A.お見込みのとおりです。

Q.電子申請のユーザーID、パスワードを登録したか忘れてしまった。

A.パスワードを忘れた場合は、再登録申請していただくことをお願いします。IDについては、別のIDで登録しなおすほかないようです。

Q.認定情報開示の際に、事業所職員であることがわかる書類とありますが、代わりに事務員が取りに行く場合はどの書類が必要でしょうか。

A.その事業所の事務員であることがわかる職員証が必要です。

③ ぴったりサービスを活用した認定申請について

Q.ICカードリーダー、スマートフォンがない場合は購入ですか。市から助成はありますか。

A.助成はありません。

Q.スマートフォンではなくてもパソコンで利用もできる認識でよいのでしょうか。

A.インターネットに接続できるパソコンであれば利用できます。別途 IC カードリーダーライターが必要となります。

Q.介護保険被保険者証の画像データは原本の画像が必須でしょうか。コピーの画像でも良いでしょうか。

A.差し支えありません。

Q.認定の新規申請や更新申請の際、用紙で提出する場合は介護保険被保険者証の提出をしなくても良いのに電子申請の際は必要なのはなぜでしょうか。結局窓口に行くようになるのであれば電子申請の方が手間になってしまうのではないのでしょうか。また、その際、被保険者証を郵送提出でも良いのでしょうか。

A.青梅市では便宜的に介護保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の提出がなくても申請

を受け付けていた流れがありますが、本来は被保険者証の提出が必要ですので、そのような説明といたしました。今後、被保険者証の提出については検討していきます。また、後日郵送でも構いません。

④ ケアプランデータ連携システムについて(国保中央会様より回答)

Q. デイサービスの実績を送る際に利用者の状況報告も同封してお配りをしていますが、ケアプランデータ連携システムを活用して送信できるのでしょうか？

A. 状況報告書を PDF にして、サービス提供票の実績報告と合わせて送信することができます。

Q. ライセンス費用は 1 台の PC 単位ごとなのか？それとも事業所単位なのか？

A. ライセンス費用は、事業所単位となります。

Q. データ連携をしている事業者としていない事業者が混在している場合でも利用はできるのか？

A. ケアプランデータ連携システムを利用している事業者と利用していない事業者が混在しても利用可能です。

Q. 導入の仕方が簡単に分かれば助かるのですが

A. ケアプランデータ連携システムのサポートサイトに掲載している「スタートガイド導入フロー編」をご参照ください。

https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/themes/kkh-prod/assets/data/pdf/20245010_startguide_dounyu.pdf

また、お問い合わせは以下のサイトからお願いします。

<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>

Q. 青梅市の利用状況を具体的に知りたいです

A. リアルタイムで知るためには福祉・保健・医療の総合サイト「WAM NET」にてケアプランデータ連携システムの利用事業所の検索が可能です。

福祉・保健・医療の総合情報サイト (WAM NET) からケアプランデータ連携システムの利用状況を確認することができます。

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top>

Q. 事業所で複数の人数が使用する事を想定しているシステムですか？例えばケアプランのやり取りはケアマネ、請求データは事務員がやり取りを行うなどは、システムとして可能ですか。

A. 厚生労働省からの説明にもありましたように、ケアプランデータ連携システムのデータ連携の操作は、事業所の事務職が行うことで本来ケアマネが行うモニタリングなどの直接業務に注力してもらいたいと考えています。

⑤ 認知症見守り支援について

Q. 青梅市の記載が気になります。

A. 公式キャラクターのみ掲載している自治体もありますが、青梅市では、①タグや商標ではなく見守りのためのものであることがわかるように②公的機関が交付したシールであることがわかるように、このような形といたしました。青梅市の記載が気になるという方には、アウターの裏側（脱いだ時にシールがわかる）、財布の内側など、普段見えない場所に貼っていただくなどの工夫をお願いしています。この場合、一般の通行人等の協力は得がたいですが、交番などで保護された際にシールに気づくことができるので、一定の効果があります。

Q. その場に遭遇した時にスムーズにいかない気がする

A. QRコードを読み取り、家族への伝言を残していただくことが理想ではありますが、シールが貼ってあることからその方が認知症の方であると認識し、近くの交番や、110番で警察に繋いでいただくことでも、御本人やご家族にとっては効果があると考えていますので、可能な範囲での活用をお願いします。（警察、消防には情報提供しております。）

Q. 個人的にQRコードつけて歩くのはどうかと思ってしまうが、利用者がそれでよいならいいので情報提供は行います。

A. 服などのQRコードが気になるという方には、アウターの裏側（脱いだ時にシールがわかる）、財布の内側など、普段見えない場所に貼っていただくなどの工夫をお願いしています。この場合、一般の通行人等の協力は得がたいですが、交番などで保護された際にシールに気づくことができるので、一定の効果があります。

Q. 既に利用している方がいますが、いまいち手段が複雑で理解ができない方がいらっやいます

A. 必要としている多くの方に利用していただけるよう、わかりやすい説明や、申請手続きの見直し等も含めて検討をしていきます。

Q. 益々増える高齢者（認知症）に対応していくためには、地域の方（一般）の理解が不可欠と感じました。啓発活動を通じて、小さなお子さんから元気な高齢者世代が一丸になって認知症者を見守ってもらうことで、認知症の方も安心できる街づくりに繋がっていくための手段だと思いました。

A. 認知症サポーター養成講座や各種イベントなど、幅広い世代が参加する機会での情報提供を行い、全世代が一丸となって見守りを行うことができるよう周知に努めます。

Q. 認知症家族の会でも話題になりました。使用している方が一般市民への周知をお願いしたいとのこと。

A. ホームページや広報等で案内をしていますが、引き続き多様な媒体での周知を検討します。

Q. 利用者さんで既に使われていた方もいました。自治会回覧板などで回す等如何でしょうか。

A. 自治会さんや民生委員さんなど地域の方に知っていただくことは重要と考えています。認知症サポーターを地域に増やしていくことも含め、意見を踏まえて種々検討を進めます。

問い合わせ

①電子申請届出システム 介護保険課 介護保険管理係

②認定情報開示の電子申請 介護保険課 認定係

③ぴったりサービスを活用した認定申請 介護保険課 認定係

④ケアプランデータ連携システム 国保中央会

⑤認知症見守り支援 高齢者支援課 包括支援係